ご存じですか 人権擁護委員制度

みんなで築こう　人権の世紀
考えよう　相手の気持ち
育てよう　思いやりの心

社会福祉課　☎823－9207
FAX 823－9627

人権擁護委員制度は、地域住民の中にあって、国民の基本的人権を擁護する機関として設けられた制度です。

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されたことを記念して、毎年6月1日は「人権擁護委員の日」と定められました。

近年のわが国の状況を見てみると、同和問題を始め、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、アイヌの人々、外国人、ＨＩＶ感染者、ハンセン病患者や刑を終えて出所した人への差別、インターネットを利用した差別事象やプライバシーの侵害の問題などが発生し、人権問題は多様化しつつあります。

こうした中、普段から家庭、学校、職場、地域社会などのさまざまな場面で、人権とは何かということを一人ひとりが考え、人権尊重の意識を高めることが強く求められています。

海田町の人権擁護委員

松永一志さん　☎823－3058
曙町11番1号

佐々木　登貴子さん　☎823－2901
畝一丁目1番11号

俵　尚子さん　☎822－3928
新町16番20号

相談は無料で、秘密は守られます。人権に関する問題で悩んでいる人は、気軽に相談してください。

また、法務局や人権擁護委員連合会でも、人権に関する相談所を開設しています。

○常設相談所

広島市中区上八丁堀6番30号
合同庁舎3号館4階
広島法務局人権擁護部
開設日時◆8時30分～17時15分
（土・日曜日、祝日を除く）

○電話による相談

・人権相談窓口（人権に関わる問題）
☎228－5792

・女性の人権ホットライン（DV、セクハラなど女性の人権）
☎0570－070－810

・子どもの人権110番（いじめ、虐待、子育てなどの子どもの人権について）
☎0120－007－110
開設日時◆8時30分～17時15分
（土・日曜日、祝日を除く）

○インターネットによる相談受付

法務省ホームページ
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html

法務省ホームページ（携帯版）
http://www.moj.go.jp/soudan/mobile/001.html

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

法務局・地方法務局および都道府県人権擁護委員連合会では、「いじめ」問題など子どもたちが発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための専用電話相談「子どもの人権110番」を常時開設しています。

6月24日(月)～30日(日)を、全国一斉強化週間とし、同週間中は、広島法務局および広島県人権擁護委員連合会において、相談時間を延長して電話相談を受け付けます。

子どもの人権110番　☎0120-007-110
相談時間◆6月24日(月)～28日(金)　8時30分～19時
6月29日(土)・30日(日)　10時～17時
問い合わせ◆広島法務局人権擁護部☎228－5790

人権相談所を開設します

人権について困っていることがあれば、一人で悩まず相談してください。相談は無料で、秘密は守られます。

日時◆6月6日(木)　10時～15時
場所◆福祉センター
内容◆いじめ・体罰・家庭・近隣関係・登記などで人権に関する問題
相談員◆海田町人権擁護委員ほか

「あなたがいる わたしがいる 未来がある」

男女共同参画週間　6月23日～29日

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」。その実現のためには、政府や自治体だけでなく、一人ひとりの取り組みが必要です。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

税務課からのお知らせ

税務課　☎823－9204　FAX 823－9627

国民健康保険加入者の皆さんへ
所得の申告をお願いします

国民健康保険の加入者、またはその世帯の世帯主の前年所得が不明の場合、世帯主へ「国民健康保険税賦課に関する所得調査について」という調査票を6月上旬に送付します。**調査票が届いた人は6月末までに必ず申告をお願いします。**

※世帯主本人が国民健康保険に加入していなくても、世帯に国民健康保険加入者がいる場合は、世帯主の所得申告が必要です。

※無収入の人や被扶養者であっても申告は必要です。

所得がない人（給与・アルバイト収入が年間65万円以下の人を含む）は、同封の調査票に記入・押印し、返送してください。

所得がある人は、次のものを持って税務課（役場1階）へお越しください。

●印鑑
●平成24年中の収入額が分かるもの（源泉徴収票など）
●控除証明書（社会保険料や生命保険料などの控除を受ける場合）

申告がない場合は、保険税の軽減対象になる世帯でも軽減されず、保険税が高いままとなる場合があります。また、多額に医療費を支払ったときに支給される高額療養費についても支給額が減少する場合がありますので必ず申告してください。

事業主（給与支払者）・従業員（納税義務者）の皆さんへ
個人住民税（町・県民税）は特別徴収で納めましょう

県と県内すべての市町では、個人住民税特別徴収の適正化に取り組んでいます。

●特別徴収とは

事業主が毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引いて、従業員に代わって町へ納入する制度です。

事業主には特別徴収義務者として、原則すべての従業員（パート、アルバイト、短期雇用者、非常勤職員、役員などを含む）について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

事業主には所得税のように税額計算や年末調整をする手間はかかりません。町が税額計算を行い、事業主に対し、従業員ごとの税額をあらかじめ通知します。

●従業員のメリット

・金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れて延滞金がかかる心配がありません。
・特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収（個人での納付）に比べて1回あたりの負担が少なくて済みます。

「ねんきん定期便」

ねんきん定期便専用ダイヤル
☎0570－058－555

日本年金機構では、国民年金・厚生年金保険に加入している人に「ねんきん定期便」を送付しています。

年金加入者の皆さん一人ひとりに対して、年金保険料の納付実績や年金の見込み額など、年金に関する情報を分かりやすく定期的にお知らせして、現役世代、特に若い世代の人に保険料負担と年金給付の関係を実感してもらうためのものです。

送付時期は、毎年誕生月です。お知らせする内容は次のとおりです。

○35歳・45歳・59歳の被保険者
年金加入期間、年金見込額、保険料納付額、年金加入履歴、保険料納付記録（すべての記録）

○その他の年齢の被保険者
年金加入期間、年金見込額、保険料納付額、保険料納付記録（直近1年分）

※節目年齢以外の被保険者にははがきで送付します。

「ねんきん定期便」について、分からないことや疑問点がある場合は、ねんきん定期便専用ダイヤル、または最寄りの年金事務所・年金相談センターへ相談してください。

わたしたちの国保　特定健診が始まります

住民課　☎823－9206　FAX 823－9627

本年度も、40歳以上75歳未満の海田町国民健康保険加入者を対象に、特定健康診査を実施します。

対象者には、5月下旬に特定健康診査受診券（ピンク色）を郵送しています。特定健診を受診する場合は、受診券が必要です。受診の際に必ず持参してください。（個別健診または集団健診を受診することができます）

健診の申し込み方法や内容は、広報5月号と一緒に配布されている「健診のしおり」をご覧ください。生活習慣病を未然に防ぐには、健診による健康管理が大切です。年に一度は健診を受けましょう！

受診券の有効期間◆6月1日から来年1月31日
（※来年1月31日までに75歳の誕生日を迎える人は有効期限が異なります。）

6月の集団健診◆21日（金）・22日（土）：海田公民館、24日（月）・25日（火）：海田東公民館